

No.9 多発している足場 - 墜落・転落の死亡災害事例（2020年）

2020年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
11	16 ～ 18	共同住宅の新築工事現場に設置された一側足場において、被災者は躯体の外壁にある穴にモルタルを詰める作業を行っていたところ、足場から墜落して死亡したもの。なお、現場内に被災者の墜落制止用器具が持ち込まれていたものの、作業時に使用していなかった。	30201	411	1	1 ～ 9
11	10 ～ 12	被災者は、コンクリート擁壁（高さ3m、延長16m）の型枠に設置されていた張出し足場の組み替え作業に従事していたところ、足場板から1.5m下の地面に倒れているところを発見されたもの。保護帽は着用していたが、発見時には脱げた状態であった。なお、検死の結果、死因は外傷性頸髄損傷であった。	30106	411	1	1 ～ 9
9	10 ～ 12	宗教施設躯体改修工事において、バルコニー部分の鉄骨組立作業を行うため、楔緊結式一側足場から躯体側へ鉄骨の搬入を行い、被災者以外の労働者が躯体側に移り、鉄骨組立作業を行っていたところ、担当作業がなく足場に残っていた被災者が高さ3m以上の足場板から墜落し、頭蓋内損傷により翌日死亡した。墜落の瞬間の目撃者はいないが、手すりがない躯体との隙間又は中さんのない手すりの下から落ちたと推測。	30201	411	1	1 ～ 9
9	8 ～ 10	工事場所において、被災者は壁高欄の仕上作業にともない足場の変更作業を行っていた。災害発生時、被災者は他の労働者とともに足場板を番線で固定する作業を行っていたところ、被災者の乗った足場板が外れ墜落した。救急搬送されたが昼に死亡が確認された。足場上から墜落した地上までの高さは約7mであった。	30105	411	1	10 ～ 29

9	14 ~ 16	外壁補修工事において、高さ約3メートルの脚立足場上で、被災者は外壁材の張替を行っていた際に脚立足場から墜落した。当該脚立足場は、脚立を2つ並べ、脚立の天板上に固定せずに足場板を2枚乗せた状態で使用しており、手すり等の設置、要求性能墜落制止用器具の使用はなかった。	30202	411	1	1 ~ 9
9	8 ~ 10	木造2階建て家屋の新築工事において、同僚と2名で外部足場（地上から高さ4.8mの箇所）にて外装板を取り付け作業中、足場と躯体との間から墜落し死亡した。	30202	411	1	1 ~ 9
8	14 ~ 16	被災者は、パレットに積み上げられた産業廃棄物である木製板を破碎するため、当該木製板をフォークリフトにより高さ3mほど上げ、破碎機の横に設置した高さ3.5mの足場の上から投入していたところ、当該破碎機の中に転落したものの。	150102	411	1	1 ~ 9
8	10 ~ 12	RC造11階建共同住宅の新築工事において、躯体北面に設置されていた枠組足場を解体中、被災者は当該足場の10層目で、解体された足場部材を地面に降ろすため、下層にいる作業者に手渡す際に、誤って足場から地面まで、約17メートル墜落した。救急搬送先の病院で死亡が確認されたもの。フルハーネス型墜落制止用器具を着用していたが、そのフックを10層目に張られていた親綱にかけていなかった。	30201	411	1	10 ~ 29
7	10 ~ 12	RC造10階建て集合住宅の改修工事現場において、建物の外壁に沿って足場を組み立てていたところ、被災者は当該足場3層目床面の妻側より5.8m下方の地上に墜落したものの。組立中の足場は、くさび緊結式の手すり先行足場であり、被災者は幅75cmの床上でフルハーネス型の要求性能墜落制止用器具（2丁掛け）を着用し作業に従事していたが、当該器具のフックを足場に取り付けていなかった。	30201	411	1	1 ~ 9
7	8 ~	解体工事に伴う養生足場を撤去するため、被災者が同足場の7層目の作業床で作業をしていたところ、同作業床から地上（高さ約12メー	30201	411	1	1 ~

	10	トル) に墜落して死亡したものの。				9
6	8 ～ 10	新築工事現場14階において、工事用エレベーターを13階から15階までクライミングする作業の準備作業を行っていた被災者が、15階エレベーターピット開口部に設置してあった墜落防止用ネットを取り外すため、エレベーターの搬器上部手すりに設定されていたブラケット足場に上がろうと足をかけたところ、足場が外れ、約60メートル下の地下1階エレベーターピットに墜落したものの。	30209	411	1	30 ～ 49
6	10 ～ 12	被災者は、地面からの高さが18メートルの足場のステージを組立作業に従事していた。ステージは鋼製の根太の上に足場板を乗せた状態で、番線で足場板は固定していなかった。被災者はステージ端部で固定されていない足場板の上で、天秤状態になり、足場板と一緒に地上へ墜落したものである。被災時、手すりや親綱は設置されておらず、墜落防止措置が行われていなかった。被災者は墜落後ただちに病院へ搬送されたが死亡。	30209	411	1	1 ～ 9
6	10 ～ 12	被災者は、マンションの西面に設置されたくさび緊結式本足場において、メッシュシートの取り外し作業中、足場床面と手すり（足場床面から高さ90cm）との間から、3.71m下の地面に墜落したものである。	30209	411	1	1 ～ 9
4	8 ～ 10	工事用エレベーターを設置するため、既設のくさび緊結式足場の一部を解体する作業中、足場と躯体の隙間から地階まで約20メートル墜落した。	30201	411	1	1 ～ 9
3	10 ～ 12	RC9階建てマンションの大規模修繕工事において組み立てた鋼管くさび緊結式足場の北面部分（高さ27m）（最高部の作業床は15段目）を解体していた被災者が、12段目の作業床から手すり1本とともに墜落した。	30201	411	1	1 ～ 9
2	14 ～	ドックに停留中の船内に組み立てた吊り足場について、解体作業に従事していた被災者が、作業床に乗った状態で、足場を吊っている鋼材（通称：たんざく）の固定ボルト等を緩めたところ、当該足場が45	11501	411	1	1 ～

	16	度傾き、地上約15メートルの高さから墜落し、地面に激突した。				9
2	14 ～ 16	工場敷地内の樹木を伐倒するため、足場（幅1.8m、高さ3.6m）を組み立て、第二層目（地面から高さ約2.3m）の作業床上で作業を行っている時、バランスを崩し作業床から約4.5m下の用水路へ墜落したと推定される。	30209	411	1	1 ～ 9
2	8 ～ 10	工場内で、起動装置製作作業用足場の組立・解体作業を請け負っていた元方事業場の現場責任者である被災者が、組み立て作業中の足場1層目（高さ195cm）の作業床未設置の開口部（85cm×116cm）から墜落し、死亡したものの。	30309	411	1	10 ～ 29
1	10 ～ 12	マンション外壁改修工事現場において、足場解体作業中に高さ約18メートルの足場上から墜落したものの。	30201	411	1	10 ～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210\\_37.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_37.html)